

# 袖ヶ浦市教育情報セキュリティポリシー（一部抜粋）

## 第1章 袖ヶ浦市教育情報セキュリティポリシーの目的及び構成

### 1 目的

袖ヶ浦市立小中学校（以下「学校」という。）が取り扱う情報には、児童・生徒・保護者の個人情報のみならず、学校運営上重要な情報など、外部に漏えいした場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、これらの情報及び情報を取り扱う小中学校教育情報ネットワークに関連する情報を様々な脅威から防御することは、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

また、学習指導要領にも、情報活用能力育成やプログラミング教育等、より一層の教育の情報化が求められており、学校がこれに積極的に対応するためには、すべてのネットワーク及び教育情報システムが高度な安全性を有することが不可欠な前提条件となる。

そのため、学校の情報資産の機密性、完全性及び可用性（※）を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するために、袖ヶ浦市教育情報セキュリティポリシー（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）を定めることとする。

（※）国際標準化機構（ISO）が定めるもの（ISO7498-2：1989）

- ・機密性：情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることを確実にすること。
- ・完全性：情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。
- ・可用性：許可された利用者が必要なときに情報アクセスできることを確実にすること。

### 2 構成

教育情報セキュリティポリシーは、学校が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

教育情報セキュリティポリシーは、学校が保有する情報資産を取り扱うすべての職員に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが要請される。しかし一方では、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に対し柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、教育情報セキュリティポリシーは、一定の普遍性を備えた部分としての「教育情報セキュリティ基本方針」と、情報資産を取り巻く状況の変化に対応する部分としての「教育情報セキュリティ対策基準」から構成する。

【教育情報セキュリティポリシーの構成】

文 書 名	内 容	
教育情報セキュリティ ポリシー	教育情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一 的かつ基本的な方針
	教育情報セキュリティ 対策基準	教育情報セキュリティ基本方針を実 行に移すためのすべての教育情報シ ステムに共通の教育情報セキュリ ティ対策の基準

## 第2章 教育情報セキュリティ基本方針

### 1 趣旨

この教育情報セキュリティ基本方針は、学校の教育情報セキュリティ対策の基本的な方針を定めるものとする。

### 2 定義

教育情報セキュリティポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 情報資産

ネットワーク及び教育情報システムの開発と運用に係るすべてのデータ並びにネットワーク及び教育情報システムで取り扱うすべてのデータをいう。

#### (2) 教育情報システム

ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア及びアプリ及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### 3 対象範囲

教育情報セキュリティポリシーは、学校の情報資産に係る業務に携わるすべての職員を対象とする。

### 4 教育情報セキュリティ管理体制

教育情報セキュリティ対策を推進、管理するための体制及び役割を定めるものとする。

### 5 情報資産の分類及び管理

情報資産は、その重要性に応じて分類し、適正な管理を行うこととする。

### 6 教育情報セキュリティ対策

教育情報セキュリティを確保するため、次の各号に掲げる教育情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

#### (1) 物理的セキュリティ対策

教育情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷、妨害等から保護するために講ずる物理的な対策をいう。

#### (2) 人的セキュリティ対策

教育情報セキュリティに関する職員の責務を定め、職員等に教育情報セキュリティ対策を周知徹底する等、十分な教育及び啓発を行うために講じる人的な対策をいう。

### (3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するために講じる、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策及び教育情報システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、教育情報セキュリティ対策の実施状況を確認する等の運用面における対策をいう。

### (4) 障害時におけるセキュリティ対策

情報セキュリティに係る障害が発生した場合に迅速な対応を可能とするために講じる緊急時の対策をいう。

## 7 教育情報セキュリティ対策基準

教育情報セキュリティ対策を講ずるにあたり、遵守すべき行為及び判断等の基準を明らかにするため、「教育情報セキュリティ対策基準」を定めるものとする。

## 8 教育情報セキュリティ関係規程

教育情報セキュリティ対策基準を遵守して、教育情報セキュリティ対策を実施するにあたりその具体的な手順等を明らかにするため、教育委員会及び各学校内で関連規定を定めるものとする。

なお、この規程の中で、公にすることにより学校運営に重大な支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする。

## 9 法令等の遵守

職員は、取り扱う情報資産及び教育情報システムについて、関係法令等に従うものとする。

## 10 点検・監査

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況について、必要に応じて点検又は監査を実施する。

### 11 評価及び見直しの実施

点検又は監査の結果に基づき、教育情報セキュリティ対策の評価を行うとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。